

令和6年度 部活動に係る活動方針

徳島県立小松島西高等学校勝浦校

1 活動の基本方針

「責任」「協和」「至誠」の校訓のもと、自主・自立の精神と豊かな人間性を持ち、地域社会に貢献するために必要な力を育成するため、部活動を通じて、基本的な生活習慣の確立と集団生活における規律向上を図ることを目的とする。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表することとする。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績、活動費等の確認により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を適正に行い、顧問の負担が過度とならないよう、複数での指導体制とし、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 校長は、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を推進するため、自主的に運営方法について検討・点検・協議を実施できるよう、校内に「部活動適正化推進委員会」を設置し、定期的に委員会を開催することで、コンプライアンス意識及び全体的な活動の質の更なる向上を図る。
- (4) 運動部・文化部顧問は、年間の活動計画（活動日時、休養日及び参加予定大会日程、活動費等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、生徒及び保護者等に対し情報提供を行う。
- (5) 運動部・文化部顧問は、部員名簿を作成し、学校で保管する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底し、サービスを遵守するため、定期的に研修を行う。
- (2) 顧問は、競技種目の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 運動部顧問は、活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものにならないよう配慮する。

文化部顧問は、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、効率的・効果的な練習、短時間の活動で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり1日以上 of 休養日を設ける。なお、週休日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業日中の休養日については、学期中に準じるとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、平日は3時間程度、休業日は4時間程度とし、活動中の休養を確保し、できるだけ短時間で、合理的かつ効果的な活動を行う。
- (4) 定期考査前1週間及び定期考査期間は、原則部活動休養日とする。
ただし、校長は、1か月以内に大会等がある場合、短時間の活動を認めることができる。
- (5) 活動時間については、気候や日没時間、生徒の健康・安全を考慮したうえで設定し、活動後は速やかに下校する。

5 地域・保護者との連携

- (1) 学校、行政、スポーツ・文化芸術の団体等との連携や地域の民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- (2) 関係機関や地域の方々との合同練習を実施するなど、学校種を越えての連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。